

市・県民税が変わります



税制改正により、平成20年度から市・県民税が変わります。改正点は、① 高齢者非課税措置の廃止、② 地震保険料控除の創設、③ 所得税から住民税への税源移譲に伴う住宅ローン減税の創設、④ 税源移譲時の所得変動に係る住民税の減額措置の4点です。

改正点①

高齢者非課税措置の廃止

が、平成18年度課税分から廃止されました。経過措置として、平成19年度は3分の1を減額していましたが、20年度からは、経過措置がなくなり、全額負担になります。(表1)

表1 高齢者非課税措置の廃止

◆モデルケース
70歳
年金収入200万円・扶養なし
社会保険料控除 72,000円 (単位：円)

	19年度	20年度
住民税所得割	37,300	37,300
経過措置	△ 12,434	0
住民税均等割	4,000	4,000
経過措置	△ 1,400	0
住民税合計	27,466	41,300

均等割は定額

改正点②

地震保険料控除の創設

これまでの損害保険料控除を見直し、地震保険料控除が創設されました。

地震などの損害で生じた損失の額を補てんする保険契約などで、保険料の2分の1(25,000円を限度)を総所得金額などから控除するものです。

既存の短期損害保険料控除は廃

止されました。平成18年12月31日までに契約した長期損害保険については、従前通り損害保険料控除を適用できます(10,000円を限度。ただし、地震保険料控除と併用する場合は合わせて25,000円を限度)。(表2)

改正点③

住宅ローン減税の創設

昨年行われた、税源移譲に伴う所得税率の改正により、所得税額が減少する結果、住宅ローン控除額が所得税から控除し切れなくなったたり、改正前より控除し切れない額が大きくなったりするといような影響が生じました。

このため、平成11年から18年ま

表2 地震保険料控除

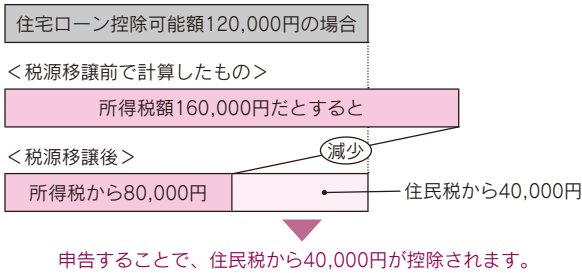
加入している保険	控除額	
地震保険のみに加入	支払った保険料の1/2(上限25,000円)	
長期損害保険のみに加入 (平成18年12月31日までに 契約したもの)	5,000円以下の場合	支払い保険料全額
	5,000円を超え 15,000円以下の場合	支払い保険料×1/2 +2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円
長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入	合計して上限25,000円 (長期損害保険部分は上限10,000円)	
1つの保険で長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	長期損害保険料控除と地震保険料控除のどちらか 選択	

平成17年1月1日現在、65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)で、前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置

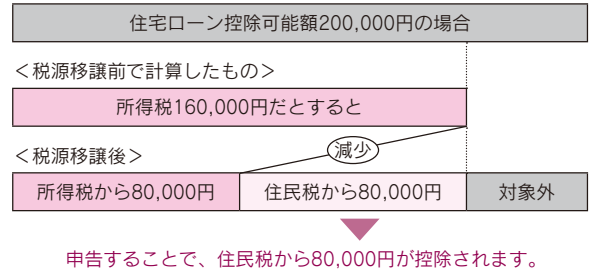
表3 住民税の住宅ローン控除計算方法

- (1) 次のうち、いずれか低い金額を算出する
 - ・住宅ローン控除可能額
 - ・平成19年分の所得を税源移譲前の税率で計算した所得税額
- (2) (1)で算出した額から平成19年分の所得税の住宅ローン控除額を引いた額を算出する
- (3) (2)で算出した額が住民税からの控除額です

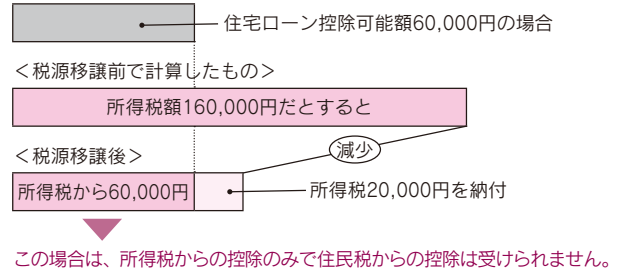
②税源移譲前の所得税額が住宅ローン控除可能額よりも大きい場合



①住宅ローン控除可能額が、税源移譲前の所得税よりも大きい場合



③対象にならない場合



改正点④
税源移譲時の年度間の所得変動に係る住民税の減額措置

税源移譲に伴う税制改正では、ほとんどの人は所得税が減り、その分住民税が増えるようになります。

しかし、退職などの特別な理由により、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなった場合は、税源移譲による負担減の影響は受けられない一方、平成19年度分の住民税は税源移譲による負担増の影響を受けることとなります(平成19年度の住民税は平成18年中の所得に対して課税されるため)。

この状況を解消するため、すでに納付済みの住民税額(平成19年度分)から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

対象は次のいずれにも該当する人
・平成19年度住民税の課税所得金額(分離課税分を除く)が、所得税との人的控除の差の合計額より多い人
・平成20年度住民税の課税所得金額(分離課税分を含む)が所得税との人的控除の差の合計額以下の人の人

申請方法 住所(平成19年1月1日現在)の市区町村に減額申告書を提出
申請期間 7月1日(火)～31日(木)

この制度は平成19年度分住民税のみ適用されます。
平成19年中に亡くなった人や海外へ転出して平成20年1月1日現在国内に居住していない人には、この制度は適用されません。
また、対象となる人は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除など)額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得などの金額を含む)以上になる人に限られます。

寄付金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人には、この制度は適用されません。(表4)

※くわしくは税務課(☎2015113)へ。

表4 所得変動に係る住民税の減額措置

◆モデルケース
給与収入500万円
配偶者控除、社会保険料控除50万円

	平成18年(度)	平成19年(度)
所得税	220,000	122,500
住民税	130,000	227,500
合計	350,000	350,000

平成19年の収入が減少した場合

(単位：円)

	平成19年(度)収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

還付されます